

令和2年3月18日

令和2年度事業計画

七尾水先区水先人会

令和2年度も従前同様に水先法の目的に鑑み、水先業務の専門職業人として会員の品位を保持し、水先業務の効率化、適確化及び船舶交通の安全確保等の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行なうことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第4条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸政策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行なうこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行なうこと。
- (4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸政策その他本会の目的を達成するため必要な政策を実施すること。

1. 重点事業

令和2年度は、昨年度に引き続き利用者の信頼に応え得る船舶の航行安全、海難防止及び乗下船の安全確保並びに運航技術の向上等の水先業務の遂行に資すると共に、引き受け窓口業務の円滑な実施を図るため、水先業務の安全確保及び品質・サービスの向上に資する事業体制の確立及び事務所運営の整備を重点事業として推進する。

2. 各事業

令和2年度は、次の具体的事業を行なう。

(1) 適正化事業

- ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督
- ・会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進
- ・品質向上に関する各委員会における検討の実施
- ・ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取
- ・公益法人会計基準に基づく経理処理体制の整備

- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力

(2) 水先人の技術向上関連事業

- ・船舶航行安全、海難防止及び会員自身の安全確保並びに水先人としての運航技術の向上に資するため、関連の調査及び資料の収集と整備を行なう。
- ・水先人会における所要の再教育訓練の実施及び日本水先人会連合会が実施する訓練へ参加促進
- ・危険遭遇体験の共有と有効利用のため、会員の危険遭遇を積極的に収集分析し会員が共有することにより海難防止に資するとともに日本ヒュウマンファクター研究所に対し報告する。
- ・水先人が水先業務の適正な実施並びに必要な技術向上に努めていることを確認することにより、水先業務の質向上を図るため、28年度に導入した「水先人会における水先業務の検証制度」を実施しこれを連合会へ報告する。
- ・会則の実効性強化
- ・操船支援に関する電子機器の積極的な導入
- ・

(3) 業務取次窓口業務

- ・会員のする水先業務の引き受けに関する事務の適確な実施
- ・上記事務を行なうための引き受け事務要領の整備
(水先業務引受要領を関係各位に通達する)
- ・会員のための料金収受事務の適確な実施

(4) その他の事業

- ・水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開
- ・各国にて発生している病気の感染予防対策を講じるため、その情報の収集に努め政府及び関係機関が発する予防対策の励行。
- ・飲酒対策規定の励行（2019年6月15日制定）